

**農業経営基盤の強化の促進に関する
基本方針**

2023年4月1日

愛知県

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 本県農業の概況

愛知県は、温暖な気候や名古屋市という大消費地を県内に抱え、東京・大阪の中間に位置するという自然的、社会的及び経済的条件に恵まれるとともに、古くから取り組んできた基盤整備等により、我が国でも主要な農業県として発展してきた。

木曾川、矢作川、豊川を水源とする大規模用水の恵みを受け、野菜、花き、果樹、畜産など全国有数の生産実績を誇る農産物も多く、農業産出額は常に全国の上位を占めており、施設型農業が進展し土地生産性の高い農業が展開されている。

2 本県農業の現状と課題

平坦地域では、土地利用型農業を始めとして、施設園芸や畜産等での着実な規模拡大により、効率的かつ安定的な生産を行う経営体が相当数育ってきている。

一方、我が国第一の製造品出荷額を誇る工業の発達と都市化の進展に伴い、尾張地域を始めとして農家数の減少が進行しているものの、雇用環境にも恵まれているため兼業農家が依然として多数存在している。

また、農業従事者の高齢化や後継者不足による離農などにより農家数が減少し、担い手不足が深刻化しつつあり、農用地の利用集積が進まず、耕作放棄地の割合も高くなっている。

こうした中で、新型コロナウイルス感染症などの新たな脅威による農業への影響も懸念される。

今後とも本県農業の健全な維持・発展を図るためには、農業経営基盤の強化を促進していくことにより、地域の実情を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成と、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担うよう農用地の利用集積の促進と分散した農地の集約化を図る必要がある。

3 本県農業経営基盤の強化の促進に関する推進方針

2032年度に向けて各地域の特性を生かし、水田農業を始め野菜、花き、果樹、畜産等の農業生産力を維持し、安全で良質な食料等の安定的な供給を図るため、効率的かつ安定的な農業経営を実践する経営体及びそれを目指す経営体への農用地の利用集積、これらの経営体の経営管理の合理化、その他農業経営基盤の強化を促進するための施策を総合的に講ずることにより、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、本県農業の健全な発展を図る。

なお、*地域の担い手の確保・育成が困難な地域にあつては、その実情に即し、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、市町村公社による農業経営、農作業受託機能の活用や集落営農組織や農作業受託組織等を担い手として位置付けるとともに、地域と調和した適正な農地利用を前提として、中小・家族経営など多様な経営体による営農の継続に関する支援、地域のワンストップ窓口として県内8か所の各農林水産事務所農業改良普及課内に設置した農起業支援センター（以下「農起業支援センター」という。）及び農業大学校企画研修部就農企画科内に設置した農起業支援ステーション（以下「農起業支援ステーション」という。）を核とした新規参入者の確保・育成の取組により、地域農業の維持発展を図る。

*地域の担い手

効率的かつ安定的な農業経営を実践する経営体及びそれを目指す経営体

4 本県農業経営基盤の強化の促進に関する具体的な展開方向

愛知県農業を県の重要な産業として振興するためには、農業が職業として選択し得る、魅力とやりがいがあるものとなるよう育成すべき効率的かつ安定的な農業経営体及び新たに農業経営を営もうとする青年等の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けて施策を集中的かつ積極的に実施していくことが重要である。

(1) 農業経営の目標の設定

主たる従事者が地域の他産業従事者に均衡する年間総労働時間の水準を達成しつつ、地域の他産業従事者並の年間所得が確保できる効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業経営体の育成・強化を図る。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者と概ね同等の年間総労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

なお、市町村基本構想において、年間農業所得及び年間労働時間目標について、地域実態を踏まえた設定ができるものとする。

	年間農業所得	1人当たりの年間労働時間
効率的かつ安定的な農業経営の目標	<p>主たる従事者1人当たり 概ね400万円</p> <p>基幹経営体当たり 概ね800万円</p> <p>※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる効率的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定）</p> <p>※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得（約1億9千万円） ÷45年間（20歳から64歳）≒400万円</p>	概ね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	<p>主たる従事者1人当たり 概ね250万円</p> <p>※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒（20歳から24歳）給与所得（1,200万円余）÷5年間≒250万円</p>	概ね2,000時間

- (2) 新規就農の現状と新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた目標
本県における新規就農者数（64歳以下）は、2018年に続き2019年も減少したが、それ以降は微増傾向にある。直近3か年平均（2019年～2021年）は175人であった。

また、新規就農者のうち、新規参入者の比率が高くなり、直近3か年では50.6%を占める。

こうした状況を踏まえ、本県の農業生産額の維持には、年間200人を新たに確保できれば、現状の基幹経営体数（約4,000経営体）を維持することが可能であるため、本県農業の持続的な発展に向けて、食と緑に関する施策の基本的な方針として策定する「食と緑の基本計画2025」における新規就農者の確保目標数である年間200人の確保を目標とする。

- (3) 目標を達成するための推進事項

ア 効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者への支援

目標に向けて経営改善を図る農業者（認定農業者）に対しては、農用地の利用集積や生産方式の改善、経営管理の合理化のための研修、補助融資制度活用等の支援措置を総合的に講ずる。

なお、本県の農業従事者の約半数を占める女性農業者は、農業生産の重要な担い手であることから、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農組織への参加等を通じ、農業経営へのより一層の参画を促進し、さらには地域における農業振興の牽引・調整役である農業委員等への登用も推進する。

また、農地等を次世代の担い手に確実に利用されるために、親元就農や第三者継承の場合は、事業の計画的な継承が必要であり、雇用就農の場合は労務管理や雇用に関するコンプライアンスの知識が必要である。いずれにしても、経営の現状を把握して計画的に営農を進めるため、経営分析や経営計画の作成、雇用に関する知識の向上などについて、中小企業診断士等の専門家派遣などを活用して経営改善を支援する。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等への支援

次代を担う新規就農希望者に対しては、農起業支援センター及び農起業支援ステーションを核に、市町村、農業委員会、農業協同組合等と連携を強化し、就農相談を実施する。

新規就農希望者は、農家の後継者を始め、Uターン者、新規参入者（企業等を含む）など、就農までの経緯が多様であり、就農までの経歴を考慮しながら、栽培技術や経営知識の習得、就農計画の作成支援、助成制度や制度資金等の就農支援制度の活用、農地の確保等に関する就農相談を実施するとともに、農業大学校が行う新規参入希望者向け研修や研修受入機関での研修への受講誘導等を行い、計画的な就農を促進する。

また、産地の関係機関・団体が一体となった新規就農者等の受入体制の整備を推進するとともに、産地で担い手育成に取り組む農業塾等の活動を支援することにより、積極的に新規就農者の確保・育成を図る。

就農後は、栽培技術・経営管理に関する指導や4Hクラブ等青年農業者組織や生産部会等の組織活動への参加誘導を行い、新規就農者の定着を進める。

青年農業者、女性農業者に対しては、次代の経営主あるいはパートナーシップ経営の実現に向けて、農村における男女共同参画の推進等関連施策の活用や関係機関と連携しつつ、組織活動への参加誘導及び活動支援、技術・経営管理能力の向上、経営参画の推進、地域社会における能力発揮の支援、*家族経営

協定の締結等に取り組む。

*家族経営協定

農業経営に携わる全ての家族世帯員が、意欲とやりがいのある魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、働きやすい就業環境等、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めたもの。

ウ 生産組織の育成と法人化等の推進

地域の条件や外部環境に応じ、戦略を持って生産・販売できる生産組織を育成するとともに、個別農家に対しては、信用力の向上などの法人経営の利点を踏まえ、経営体の自主性を尊重したうえで、中小企業診断士等の専門家派遣などを活用しながら、経営の法人化を支援する。

担い手の不足している地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、市町村公社、集落営農組織等農作業受託機能の強化を図るとともに、地域の実情に即して、集落営農組織自体の法人化による経営体への発展や組織内の農業経営体への農地の利用集積を支援し、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。

エ 地域の担い手と多様な経営体等の連携の推進

地域農業の維持発展は、認定農業者等地域の担い手と担い手に利用されていない農地を継続的に利用しているその他の多様な経営体や小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等による農用地や補助労働の相互提供などの連携協力を得てこそ可能であり、地域の担い手と多様な経営体等がともにメリットを享受できるよう連携し、潤いのある健全なコミュニティの維持発展を図る。

また、多様な経営体等の営農の継続を図るため、品目別対策や多面的機能支払制度など国の施策の活用により支援する。

オ 農業生産の低コスト化・高品質化等の推進

すべての農業分野において、ICT（情報通信技術）などを活用したスマート農業やGAP手法の普及により、農産物の品質向上や農作業の省力化を推進する。

水田農業については、作業受託・経営受託の増加に対応するため、農地の集積・集約化を図るとともに、効率的な生産管理技術の導入を推進する。

露地野菜については、管理作業の機械化と分業化等の推進による省力化、大規模化、加工・業務用契約出荷による省力化と経営安定を推進する。また、優良品種の選定と肥培管理の改善により長期安定生産を推進する。

果樹については、省力機械の導入や短梢せん定、低樹高仕立ての推進により省力化を徹底する。また、計画的な改植や、消費者ニーズに合致した優良品種・品目への転換等により、高品質果実の安定生産を推進する。

施設野菜、花き等の施設園芸については、新品種や新しい低コスト化技術の導入を図るとともに、収量及び品質の向上を図るため、ICTを活用した高度な環境制御技術の導入を推進する。また、施設規模の拡大及び老朽化した施設の再整備を推進する。

畜産については、畜産農家や地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現する畜産クラスター協議会の育成を図る。また、精密な個体管理により良質な畜産物の生産に努めるとともに、先端機器の積極的な導入により、低コスト化及び省力化、耕畜連携による輸入飼料依存度の

軽減や高品質堆肥の生産技術と耕種農家への安定供給体制の確立等資源循環型畜産を推進する。

カ 中山間地農業の推進

中山間地域では、野菜、花き、茶、畜産など、地域の特性を生かし、中山間地域等直接支払制度により所得差の緩和を図りつつ、付加価値の高い農産物の生産を図る。稲作が農業生産の主体である地域にあつては、生産規模拡大には土地条件等に制約があるものの、できる限り農用地を利用集積し、生産性の向上を図るとともに、高品質米や減農薬栽培米などの生産を推進する。

キ 農業生産基盤の整備の推進

農業生産基盤の整備は、経営基盤強化の基礎的要件であり、未整備地はもとより農業者の意向を踏まえた整備を推進するとともに、農地の集団利用による生産性の高い経営や多様な経営が展開できるように、ほ場の大区画化、農道の整備、水路のパイプライン化、老朽化した既存の施設の改修・更新、排水不良農地へ暗渠排水の整備を進める。

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標（「地域の概要と営農類型」参照）

第1に示した農業経営の目標実現のため、効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に県内で展開している優良事例を踏まえつつ主要な営農類型を示す。

主要な営農類型は、主たる従事者2人による経営体を想定した「基幹経営体」及び参考として農業所得800万円を確保した基幹経営体が、更なる所得向上（目標所得約1,400万円）を目指すモデル「ステップアップ経営体」について示す。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標（「地域の概要と営農類型」参照）

第1に示した農業経営の目標実現のため、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、近年、愛知県内において非農家出身者による新規参入実績があるとともに、地域における受入支援や販売の体制が整っており、目標とする所得を達成し定着することができる見込みが高い営農類型を示す。

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 *農業を担う者の確保及び育成の考え方

本県において、農産物を安定的に生産し続けるためには、農業経営の継続・発展を目指す意欲的な経営体等の担い手を支援し、経営感覚に優れた基幹経営体、次代の基幹経営体を目指す新規就農者及び基幹経営体を支える青年農業者及び女性農業者等を確保し育成していく必要がある。

このため、第1の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向」に即して、基幹経営体や新規就農者が主体性と創意工夫を発揮した経営を展開できるよう重点的に支援する。

また、新規就農希望者が県内の各地域で安心して就農し定着することが出来るよう、関係機関と連携して一貫した支援を実施する。

さらに、生産現場に必要な人材の確保に向け、関係機関との連携により、他産業退職者、高齢者、障害者等の多様な人材の活用を推進する。

加えて、生産現場の人手不足や生産性向上等の課題に対応し、基幹経営体等による農業生産を下支えする観点から、農作業を行う*農業支援サービス事業者の利用等を支援する。

＊農業を担う者

認定農業者、認定新規就農者等の担い手や新たに就農しようとする青年等に限らず、①農業経営を営んでいる者、②雇用されて農業に従事している者、③新たに農業を始めようとする者、④委託を受けて農作業を行う事業を実施する者など、農産物の生産活動等に直接関わっている者

＊農業支援サービス

農産物の流通・販売に係るサービス（代理販売や共同出荷等）以外で不特定の農業者等に対して対価を得て提供するサービス（例：ドローン散布等の作業受託やデータ分析、農業機械のシェアリング、農業現場への人材供給等）

2 農業経営・就農支援センターの体制及び運営方針

農業経営基盤強化促進法第11条の11の規定に基づき、農業経営課及び農起業支援ステーションを、愛知県農業経営・就農支援センターとしての業務を行う拠点として位置付け、農業経営の改善に向けた助言・指導、新規就農希望者に対する相談対応や情報提供を行うこととする。

農業経営・就農支援センターは、関係機関と連携して、以下①～③の業務を行うこととする。

- ①農業を担う者の確保・育成を図るための情報発信・広報活動
- ②農業経営の改善、農業経営の法人化、経営継承等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- ③新規就農希望者の相談対応、情報の提供

3 愛知県が主体的に行う取組

・農業を担う者を幅広く確保するため、ホームページ等を活用して積極的に情報発信する。

・他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる基幹経営体の育成に向けて、農業経営の継続・発展を目指す意欲ある経営体に対して、スマート農業等の高度な生産技術の確立や、農業支援サービスの利用等を支援することで、経営体の技術革新・経営革新を図る。また、試験研究機関・教育機関や農業団体・民間企業、中小企業診断士等の専門家と連携し、法人化や経営の多角化などの手法による経営改善を推進する。

・新規就農希望者に対して、農起業支援ステーション及び農起業支援センターにおいて、技術や経営知識の習得、就農支援制度の活用等に関する就農相談・情報提供を実施する。

・就農後は、経営状況等から支援の必要性を考慮し重点的な指導等の対象者を選定した上で、栽培技術・経営管理に関する指導や組織活動への参加誘導を行い、新規就農者の定着を進める。併せて、農業法人へ就職後、自営就農を目指す者に対して、経営管理能力の向上等を支援する。

- ・産地で担い手の確保・育成に取り組む農業塾等の活動を支援する。
- ・農業大学校において実践的な研修教育指導等を行う。

4 関係機関の連携・役割分担の考え方

農業経営・就農支援センターは、農業経営課、農業大学校、各農林水産事務所農業改良普及課、市町村、愛知県農業会議、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、農業委員会、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等との緊密な連携をとった支援体制を構築する。

市町村は、新規就農希望者の受入について、市町村の関係者が連携した体制を構

築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。

農業協同組合は、農業を担う者に対する作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、各種融資の相談をはじめ、経営支援や就農に関する相談に対応する。また、必要に応じて農業機械・施設の貸与等のサポートを行う。

愛知県農業会議、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。

5 新規就農希望者の受入及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

県及び市町村は、区域内の就農受入組織（協議会、農業協同組合等）と連携し、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収支のイメージ等、新規就農希望者が必要とする情報を「農業をはじめ.jp」に掲載する。

農起業支援ステーションは、新規就農希望者から相談があった場合には、相談内容に応じて必要な情報を提供し、就農予定地と作目が決まった新規就農希望者については農起業支援センターに紹介する。

農起業支援センターは、市町村や農業協同組合等と連携して新規就農希望者からの相談に対応する。また、新規就農希望者の研修状況や農業を担う者の定着状況等を、関係者と連携して随時把握する。

新規就農希望者及び農業を担う者に関する個人情報の収集については、本人から承諾を得て、関係機関で情報共有し、確保及び育成に必要な助言・指導を行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標
第2に掲げる効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標を農用地の利用に占めるシェアで示すと次のとおりである。

なお、市町村基本構想において、地域実態を踏まえた設定ができるものとする。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が 県全体の農用地の利用に占める面積のシェア	80%
--	-----

（注1）シェアの算定に当たっての分母とする農用地は耕地面積とする。

（注2）シェアの算定に当たっての分子とする農用地は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者（認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者及び集落営農経営）が利用集積（自己所有、借入及び特定農作業受託）をしている面積とする。

- 2 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化についての目標
農業経営の一層の効率化を図るため、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による利用権の設定等、農地中間管理機構による農地中間管理事業の実施や人・農地プラン及び地域計画でまとめられた地域の

方針の検証・改善を通じて、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対し、分散する農用地の集約化を促進する。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項

1 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

第2で示すような営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の育成を図るとともに、これらの農業経営が第4で示す効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標の実現を図るため、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構、土地改良区及び農用地利用改善団体等農業関係機関それぞれの積極的な取組を基本に、必要な連携・協働した取組を適切に組み合わせることが有効である。

このため、県は、関係各課、各農林水産事務所、農業総合試験場等と連携を図るとともに、愛知県農業会議、愛知県農業協同組合中央会等農業関係機関とも十分な連携を図り、農業経営基盤の強化の促進のため必要な措置を講ずる。

(1) 農業経営改善計画・青年等就農計画認定制度の普及等

効率的かつ安定的な農業経営を育成するため農業経営改善計画認定制度（認定農業者制度）の普及を図り、経営改善志向農業者の計画作成に関する支援や認定農業者の目標実現のために必要な指導を積極的に行う。

なお、計画の認定庁（国、県又は市町村）は、認定期間の最終年（5年目）の農業者に対し、再認定を希望する場合には、専門家等を活用するよう促し、更なる経営改善のための分析と課題の把握を行い、県、市町村、農業協同組合、農業委員会等、農業関係機関と連携の上、必要な支援を行う。

また、青年等就農計画認定制度（認定新規就農者制度）に関しては毎年、その経営の更なる向上のため、当該計画の実践結果の把握、検証を行い、県、農業協同組合、農業委員会等、農業関係機関と連携の上、専門家等も活用しながら、的確な指導・助言と新たな計画作成の支援等を重点的に行うとともに、農地所有適格法人等の設立、運営指導の強化等を併せて推進する。

(2) 人・農地プラン及び地域計画による担い手への農地集積・集約化の推進

市町村が主体となって、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等と連携して、支援した地域での話し合いの結果に基づき、地域の農地集積の主体となる中心経営体や将来の農地の姿を定め、地域の担い手への農地の集積・集約化を推進する。

(3) 農地中間管理事業の推進

2020年4月に農地利用集積円滑化事業が廃止され、農地中間管理事業への移行が計画的に進むよう、また、人・農地プラン及び地域計画に定められた担い手への農地集積を実践するため、地域全体で農地の集積・集約化が効率的かつ効果的な促進につながるよう、市町村や農業委員会、農業協同組合の関係機関が一体となって推進する。

(4) 利用権の設定等の推進

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農用地利用改善団体による調整活動を通じて、市町村における農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定されている地域計画の策定される日まで又は2025年3月31日まで）及び農地中間管理機構における農用地利用集積等促進計画の作成を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指して農業経営の改善を計画的に進

めようとする意欲ある多様な農業者への農用地の利用権の設定と売買を促進する。

なお、市町村、農業委員会、農業協同組合等がそれぞれ有する農業者情報や農地情報を共有し、農地の出し手と受け手の利用調整を円滑かつ効果的に行う体制を整備し、利用権の設定等の一層の促進を図る。

(5) 農用地利用改善事業の推進

地域における話し合いによる合意形成を通じ、構成員の役割分担を明確化して、作付の集団化、機械・作業の共同化等を推進するとともに、認定農業者への農用地の利用集積を進めるなどの農用地利用改善事業を推進する。

なお、農用地の受け手が不足している地域の農用地利用改善団体にあつては、関係者の合意のもと、地区内の農用地の受け手となり、その有効利用を図る経営体として、特定農業団体及び特定農業法人制度の活用を図る。

(6) 農作業受委託の推進

水稲作等での基幹的な作業受託は、権利の移動は伴わないものの、実質的な規模拡大であり、集落営農組織や農用地利用改善団体による農用地利用改善事業等により集落単位での農作業受委託を促進する。

なお、農用地利用改善団体による集落単位での取組の醸成まで至らない地域においては、農業協同組合、農業協同組合の出資法人、市町村公社による農作業受委託を促進する。

(7) *遊休農地の発生抑制及び再生

農業委員会による農地の利用状況調査と農業者等農地所有者への啓発指導、勧告の他、農地中間管理機構による農地中間管理事業等の積極的活用により、県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体等農業関係機関がそれぞれの役割発揮を基本として、必要な協働を進めながら、担い手への利用集積を進めることで遊休農地の発生を抑制するとともに、農業上の利用の増進を図る必要のある遊休農地についても、担い手への利用集積を基本に効率的な利用を推進する。

また、実質化された「人・農地プラン」及び「地域計画」を通じて、近い将来の農地の出し手と受け手を明らかにし、農地の集積・集約化を図り、併せて各種事業なども活用しながら、遊休農地の発生抑制と再生をする。

*遊休農地

農地法第 32 条第 1 項において「農地であつて、現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれるもの」、「その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地」。

(8) 地域営農の推進

効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者を中心として、農村女性や高齢農家など多様な担い手が生きがいをもって農業に取り組めるよう、地域の実情に応じた農産物の生産・販売、農用地の利用集積や労働力の調整、機械や施設の共同利用等に取り組む集落営農組織等地域支援組織を育成し、地域全体の農業の効率化を図る。

(9) 農業従事者の確保の推進

農業大学校、農業高校及び各地域の農業塾等において、就農予定者の能力に

応じた生産技術や経営の指導・助言、これらの機関と県、市町村、農業委員会、農業協同組合との連携を通じた農用地の調整、就農後の生産方式の改善、経営管理の合理化のための研修等を行い、効率的かつ安定的な農業経営を目指していくことができる意欲ある多様な農業者の確保及び育成を促進する。

なお、農村女性や高齢農家が十分能力を発揮していくための条件整備として、家族経営協定の締結や集落営農組織への参加等を推進する。

また、農業法人における雇用就農者から効率的かつ安定的な農業経営を目指して自立する農業者に対しても、農業法人と連携しながら、県、市町村、農業委員会、農業協同組合による農用地の調整、就農後の生産方式の改善、経営管理の合理化のための研修等を行っていく。

(10) 農業経営の円滑な継承の促進

農業経営の円滑な継承のため、中小企業診断士や税理士などの専門家と連携し、農業経営の法人化や親元就農への支援、第三者承継に係る相談の実施などにより、円滑な世代更新を促進する。

(11) 農業生産基盤整備事業の実施

土地改良区等と連携を図りながら、経営体育成基盤整備事業等の基盤整備事業を実施し、ほ場の大区画化のみならず、用排水路や農道等の整備により、担い手が営農しやすいような生産基盤の整備を通じて、地域の担い手への農用地の利用集積を促進する。

(12) 事業推進の連携強化等

県、市町村、愛知県農業会議、農業委員会、愛知県農業協同組合中央会、農業協同組合、農地中間管理機構、愛知県土地改良事業団体連合会及び土地改良区等を始めとする農業関係機関は、それぞれの役割を発揮しつつ、互いに連携を取り合って地域における指導機能を強化し、事業を総合的・効率的に実施する。特に、集落での育成すべき経営体とその他多様な経営体や小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家等の連携が図られるよう、集落段階での農業者の話し合いによる合意のもとに事業を推進する。

2 新たに農業経営を営もうとする青年等に関する事項

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の増加に向けた取組

ア 就農促進のための体制・環境等の整備

県、市町村及び農業団体は、新たに農業経営を営もうとする青年等に、高度な知識、技術等を修得させるとともに、幅の広い視野をもった地域農業の担い手として育成するための体制を整備する。

また、県、市町村及び農業団体は、新たに農業経営を営もうとする青年等を確保するため、農業に魅力があり、やりがいのある職業として選択できるような就農環境等を整備する。

イ 農業・農村の広報活動の推進

県、市町村及び農業団体は、小中学生等に、農業・農村の持つ魅力やすばらしさを広く周知し、農業への理解と興味を喚起するための広報活動を推進する。

ウ 就農候補者への情報提供及び就農相談活動

県、市町村及び農業団体は、新規就農希望者及び経営基盤があり本人の意志次第で就農が可能な者に、スムーズな就農への誘導や経営者意識の啓発を

するため、体験学習や新技術情報の提供及び親を含めた就農相談等の支援を行う。

また、経営基盤を持たない新規参入希望者への就農相談活動を積極的に推進する。

エ 新規就農者の育成

県は、次代の農業を担う資質の高い新規就農者を育成するため、農業大学の総合的な整備を図るとともに、農業技術や情報処理等の高度な実践教育を積極的に行う。

オ 新たに農業経営を営もうとする青年等の能力及び資質の向上

新たに農業経営を営もうとする青年等には、農業経営の発展段階に応じた高度な技術修得能力及び経営管理能力並びに地域リーダーとしての資質が必要である。これらの資質向上のための視察研修、技術習得研修等への参加を促し、時代の変化に対応できる優れた経営感覚を持った青年農業者等を育成する。

カ 県内の関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については農起業支援センター及び農起業支援ステーション、技術や経営ノウハウの習得については農業大学校、農業協同組合及び技術力・経営力に優れた認定農業者や農業経営士、農地の確保については農業委員会や農地中間管理機構など、各組織等が役割を分担しながら各種取組を進める。

キ その他の取組

中長期的な取組として、高校生以下の園児・生徒等が農業に興味・関心を持てるよう、農業大学校において農業体験学習等を実施する。

(2) 定着に向けた取組

市町村が策定する「人・農地プラン」及び「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置付けられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策、青年等就農資金の積極的な活用、農林水産事務所による定期的な巡回指導や情報提供など安定的な経営体への成長を促す機会の提供等に努める。

(3) 新たに農業経営を営む青年等の経営発展に向けた取組

ア 青年等就農計画制度の普及

県は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画制度の普及を図る。

イ 認定新規就農者への指導及び農業経営改善計画作成への誘導

認定新規就農者については、その経営の確立に資するため、就農計画の実施状況を点検し、市町村・農業委員会・農林水産事務所・農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第4条の規定により農地中間管理機構に指定された公益財団法人愛知県農業振興基金は、農業経

営の規模の拡大、農地の集団化その他農地の保有の合理化を促進するため、農業経営基盤強化促進法第7条第1号に規定する事業を行う。

地域の概要と営農類型

(1) 地域の概要

〈尾張・海部・知多平坦地域〉

名古屋市及びその周辺の市町村と知多半島からなる地域で県人口の約7割が集中する都市的地域。

西部の木曾川沖積土地域は水田地帯、北部扇状地と北部から東部及び知多半島の起伏のある地域では、中小河川周辺は水田地帯、高台地は畑地帯。

経営規模が50aに満たない小規模経営が約3割を占めるものの、都市に近い有利性を生かした多様な農業、海部地区の水田地帯では大規模な個別及び法人経営、知多地区では野菜、果樹、畜産が展開。

担い手への農地の利用集積率は約3割。

〈西三河平坦地域〉

岡崎市、豊田市、安城市など中小都市の市街地が点在し、都市化が進行中の地域。

矢作川沖積地、及びその周辺の洪積台地を中心に集団的な水田地帯が開け、県内水稲作の中心地域。水稲作以外に集約的な畑地利用が展開。

経営規模が50aに満たない小規模経営が約3割を占めるものの、水田地域には水稲、麦、大豆作により10haを超える大規模な個別及び法人経営が存在。1経営体あたり平均経営規模は約2haと県内では最も大きい。

担い手への農地の利用集積率は約5割。

〈中山間地域〉 ※農業地域類型に分類されている中山間地域

県域の約3分の1を占める地域面積があるが人口は約1%。道路整備と周辺都市の発達に伴い、通勤が可能となり、また域内への工場誘致等により、都市周辺では過疎化の進行が止まった地域もあるが、多くの地域は人口の減少が続く地域。経営規模が50aに満たない小規模経営が約4割を占め、ほ場整備が行われているとはいえ、農業従事者の減少と高齢化が進み、条件の悪い未整備農地をはじめ耕作放棄地が増加。

担い手への農地の利用集積率は約1割。

〈東三河平坦地域〉

豊橋市、豊川市など市街地を中心に都市化が進んでいるものの、農業生産に与える影響は県内の他の平坦地に比べ少ない地域。

豊川流域、渥美半島に集団的な農用地が広く開け、畑作が主体。また、花きの生産日本一である本県での主な産地となっている。

本県はもとより、国内でも有数の農業地帯。

農業を主とする農家率は5割を超え、経営規模が50aに満たない小規模経営が約2割。

担い手への農地の利用集積率は約3割。

(2) 第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

<基幹経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲・小麦・大豆経営 平坦地域 従事者数・家族 2.0人	<経営規模> 水田 45ha <作付面積> 水稲移植 9ha 水稲直播 7ha 小麦 14ha 大豆 13ha 飼料用米 2ha	<資本装備> ・トラクタ(60ps) 3台 ・トラクタ(90ps) 2台 ・田植機8条 2台 ・V溝播種機AD10 1台 ・麦ドリルシーダー 1台 ・大豆播種機 1台 ・乗用管理機 2台 ・自脱型コンバイン 1台 ・汎用型コンバイン 1台 ・軽トラック 1台 ・2トントラック 1台 ・フォークリフト 1台 ・畦塗り機 1台 ・ロータリー 3台 ・ハロー 2台 ・ブロードキャスター 1台 ・溝堀機(転作用) 1台 ・サブソイラ 1台 ・カルチ 1台 ・ブームモア 1台 ・溝きり機 1台 ・ミキサー 1台 ・播種プラント 1台 ・倉庫 300㎡ ・育苗施設 1ライン	・管理会計*の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・圃場管理システムによる作業管理 *管理会計簿記記帳結果を経営状態の把握、計画作成及び意思決定に役立てるようにすること。(以下同様)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・経営所得安定対策を活用(小麦・大豆・飼料用米により生産調整に対応) ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・実需者ニーズに対応した生産 ・気象変動に対応できる安定生産技術の導入 ・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・品種及び移植・V溝直播の組合せによる作業分散			・早生品種導入による作期分散 ・麦・大豆作における基本技術の徹底 ・小麦作における生育診断による収量・子実蛋白質含量の適正化 ・大豆作における播種期別栽培法の導入による生産安定 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化	
水稲専作経営 全地域 従事者数・家族 2.0人	<経営規模> 水田 45ha <作付面積> 水稲移植 15ha 水稲直播 8ha 飼料用米 22ha	<資本装備> ・トラクタ(60ps) 3台 ・トラクタ(90ps) 2台 ・田植機8条 2台 ・V溝播種機AD10 1台 ・乗用管理機 1台 ・自脱型コンバイン 2台 ・軽トラック 1台 ・2トントラック 1台 ・フォークリフト 1台 ・畦塗り機 1台 ・溝きり機 1台 ・ロータリー 3台 ・ハロー 2台 ・ブロードキャスター 1台 ・ブームモア 1台 ・ミキサー 1台 ・播種プラント 1台 ・アタッチメント等 1台 ・倉庫 300㎡ ・育苗施設 1ライン	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入) ・圃場管理システムによる作業管理	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・経営所得安定対策を活用(麦・大豆作の栽培が困難な地域等に飼料用米を導入) ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・実需者ニーズに対応した生産 ・飼料用米に対応した低コスト、多収生産技術の導入			・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・移植・V溝直播の組合せにより作業分散 ・早生品種導入による作期分散 ・V溝直播栽培による飼料用米の多収・低コスト生産 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化	

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
茶 専作経営 (てん茶自 園自製) 西三河平坦 地域 従事者数 ・家族 1.9人 ・雇用労働者 0.4人	〈経営規模〉 茶園 2.5ha 〈作付面積〉 一番茶 2.5ha 二番茶 1.8ha 秋番茶 1.8ha	〈資本装備〉 ・倉庫 1棟 ・製茶工場 400㎡ ・防霜ファン 200a ・茶棚 250a ・製茶機械一式 1ライン ・乗用型摘採機 1台 ・茶摘採機 一式 ・動力噴霧機 1台 ・ネット・覆い資材 一式 ・生葉コンテナ 10台 ・軽トラック 1台 ・デジタル計量機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・環境負荷の低い生産の実施 ・自園自製兼受託加工 ・摘採機械化に対応できる園地整備、面的集積		・被覆棚を活用したてん茶の高品質化 ・IPM技術、GAP手法の導入 ・品種の組み合わせによる労力分散 ・乗用型摘採機の導入による省力化 ・肥効調節型肥料の活用による施肥効率向上		
キャベツ 専作経営 東三河平坦 地域 従事者数 ・家族 2.0人	〈経営規模〉 畑 300a 〈作付面積〉 秋冬キャベツ 300a 春夏キャベツ 100a	〈資本装備〉 ・作業場 100㎡ ・育苗ハウス 300㎡ ・トラクタ(75ps) 1台 ・トラクタ(27ps) 1台 ・移植機 1台 ・アタッチメント 1台 ・施肥機 1台 ・管理機 2台 ・動力噴霧器 1台 ・スプリンクラー5セット ・収穫台車 1台 ・製函機 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・播種作業の分業化と機械化の推進による省力化、大規模化 ・加工・業務用契約出荷による大規模化、収益安定 ・環境保全型技術の導入		・連作障害対策の実施 ・省力的で環境に配慮した施肥 ・全自動移植機、コンテナ出荷等による省力化 ・品種の選定と肥培管理の改善による加工・業務向け長期安定生産 ・堆肥等を利用した施肥改善		
トマト 専作経営 全地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.4人	〈経営規模〉 施設 40a 〈作付面積〉 促成 20a 半促成1 20a 半促成2 20a 抑制 20a	〈資本装備〉 ・作業場 50㎡ ・ビニルハウス 2棟 4,000㎡ ・トラクタ 1台 ・管理機 1台 ・暖房機 4台 ・動力噴霧器 2台 ・養液土耕栽培装置 2台 ・炭酸ガス発生装置 2台 ・環境モニタリング装置 2台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・新品種や革新技術の導入による品種・収量の向上 ・苗の生産及び選果・箱詰め作業の分業化 ・環境保全型技術の導入		・消費者ニーズに合った品種の導入 ・高軒高ハウスとハイワイヤー誘引 ・ICT、環境制御技術の高度化 ・養液栽培システムによる効率的給液管理と省力化 ・IPM技術、GAP手法の導入		

注1) IPMとはIntegrated Pest Managementで総合的病害虫・雑草管理(以下同様)

注2) GAPとはGood Agricultural Practiceで農業生産工程管理(以下同様)

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ナス 専作経営(施設+露地) 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.3人	〈経営規模〉 畑 50a 〈作付面積〉 施設(促成) 35a 露地(夏秋) 15a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス 3,500㎡ ・作業場 50㎡ ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・トラクタ 1台 ・管理機 1台 ・暖房機 4台 ・動力噴霧器 2台 ・養液土耕栽培装置 1台 ・炭酸ガス発生機 2台 ・環境モニタリング装置 2台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・革新技術の導入や施設・露地の組み合わせによる周年安定生産 ・苗生産の分業化 ・環境保全型技術の導入 ・ICT、環境制御技術の高度化		・単為結果性品種の導入 ・養液土耕栽培システムの導入による施肥及びかん水の適正化及び省力化 ・露地栽培における肥効調節型肥料主体及びかん水チューブの利用 ・IPM技術、GAP手法の導入		
イチゴ 専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.1人	〈経営規模〉 施設 40a 〈作付面積〉 高設 30a 土耕 10a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス 4,000㎡ ・育苗ハウス 600㎡ ・作業場 50㎡ ・高設培地システム 3,000㎡ ・空中採苗システム 600㎡ ・暖房機 2台 ・炭酸ガス発生機 2台 ・環境モニタリング装置 2台 ・管理機 1台 ・予冷庫 1台 ・動力噴霧器 1台 ・トラクタ 1台 ・軽トラック 1台 ・1トントラック 1台 ・短日夜冷装置 一式 ・炭酸ガス防除機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・高設・土耕栽培の組み合わせによる(高品質・低コスト)生産の両立 ・多収良食味品種の作付けによる販売額の確保 ・育苗、出荷調製労力の削減による作付面積の拡大 ・多収品種の栽培技術向上と導入面積拡大		・高設栽培 30a の導入 ・安定育苗技術の導入、育苗の分業化(育苗時炭酸ガス防除の導入) ・短日夜冷処理による超促成栽培 ・IPM技術の導入 ・通いコンテナの利用や出荷調製への雇用労力投入、パッキングセンター利用 ・環境制御技術の高度化 ・高設栽培における給液管理の適正化		
輪ギク 専作経営 東三河平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.7人	〈経営規模〉 施設 40a 〈作付面積〉 キク 40a	〈資本装備〉 ・ガラス室 2,000㎡ ・硬質フィルムハウス 2,000㎡ ・自動防除機 4,000㎡ ・管理機 1台 ・トラック 2台 ・冷蔵庫 5㎡ ・トラクタ 1台 ・作業場 100㎡ ・暖房機 6台 ・頭上灌水装置 4,000㎡ ・ヒートポンプ 16台 ・炭酸ガス発生機 4台 ・環境モニタリング装置 4台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理(雇用、人材育成等)の徹底(労務管理ソフトの導入)	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・主要品種を絞り込み、大ロット・均一な生産と確実な業務筋への提供 ・ばら受け共選による出荷省力化 ・ヒートポンプ等省エネ生産技術の導入 ・単位面積当たりの収益向上 ・出荷予測精度の向上		・蛍光灯・LED電照、環境制御及び変温管理による省エネ技術の導入 ・省力・耐暑性品種、低温開花性品種の導入 ・炭酸ガス施用、栽植密度の適正化、頭上灌水の実施 ・栽培管理のモニタリング		

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
スプレーギク専作経営 東三河平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.6人	〈経営規模〉 施設 40a 〈作付面積〉 キク 40a	〈資本装備〉 ・ガラス室 2,000㎡ ・硬質フィルムハウス 2,000㎡ ・自動防除機 4,000㎡ ・管理機 1台 ・トラック 2台 ・冷蔵庫 5㎡ ・トラクタ 1台 ・作業場 100㎡ ・暖房機 6台 ・頭上灌水装置 4,000㎡ ・選花機 1台 ・結束機 1台 ・ヒートポンプ 16台 ・炭酸ガス発生機 4台 ・環境モニタリング装置 4台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・共選・共販に基づく周年高品質生産 ・省力生産による回転率の向上 ・単位面積当たりの収益向上 ・出荷予測精度の向上 ・養液土耕栽培、直挿し栽培	・頭上灌水による省力化 ・蛍光灯・LED電照、環境制御、変温管理による省エネ ・省力・耐暑性品種、低温開花性品種の導入 ・炭酸ガス施用、栽植密度の適正化の実施 ・栽培管理のモニタリング	
バラ専作経営 全地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.4人	〈経営規模〉 施設 35a 〈作付面積〉 バラ 35a	〈資本装備〉 ・ガラス室 1,000㎡ ・硬質フィルムハウス 2,500㎡ ・ロックウール施設 3,000㎡ ・自動防除機 3,000㎡ ・トラック 2台 ・冷蔵庫 7台 ・作業場 80㎡ ・温風暖房機 3台 ・選花機 1台 ・ヒートポンプ 7台 ・循環扇 18台 ・炭酸ガス発生機 4台 ・環境モニタリング装置 4台 ・養液循環設備 2セット	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・共選・共販に基づく周年高品質生産 ・業務需要（冠婚葬祭）、贈答用を主体とした販売 ・単位面積当たりの収益向上 ・養液栽培（RW、少量土耕）	・微粒ミストによる夏季高温対策技術及び冬季の加湿技術の導入・ヒートポンプの有効利用 ・多様な仕立て方法の実践 ・炭酸ガス施用技術の導入 ・湿式輸送 ・栽培管理のモニタリング	
鉢花専作経営 全地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.4人	〈経営規模〉 施設 30a 〈作付面積〉 シクラメン 30a アジサイ 30a	〈資本装備〉 ・ガラス温室 2,000㎡ ・硬質ハウス 1,000㎡ ・作業場 100㎡ ・動力噴霧器 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・冷蔵庫 1台 ・暖房機 7台 ・ポットティングマシン 1台 ・底面給水装置 2,000㎡ ・ミキサー 1台 ・ショベルローダー 1台 ・ヒートポンプ 6台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・小売業者等ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ ・オリジナル商品（オンリーワン）の開発による販売額確保 ・グループ化による営業力の強化	・SNSなどを利用した営業活動や取引・高品質生産のための定期的な汁液診断の実施 ・底面給水（エプアンドフローシステム）、ポットティングマシンによる省力化 ・ヒートポンプによる適正加温 ・栽培管理のモニタリング	

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
洋ラン 専作経営 全地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 11.6人	〈経営規模〉 施設 30a 〈作付面積〉 大輪 30a	〈資本装備〉 ・ガラス温室 3,000㎡ ・冷房機・除湿機 一式 ・作業場 100㎡ ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・温湯暖房機 一式 ・ヒートポンプ 15台 ・微粒ミスト一式 3セット	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・用途・規格（贈答用、切り花出荷）や物日需要に対応した生産販売 ・周年安定生産と作期短縮による回転率の向上 ・市場+直販+ネット販売といった多様な出荷先の確保		・オリジナル品種育成のための研究・開発の取組 ・SNSなどを利用した営業活動や取引 ・輸入苗によるリレー栽培 ・ヒートポンプによる暖房、冷房 ・品質向上のための炭酸ガス施用及び加湿 ・大輪品種の3回転生産 ・日持ち性向上の取組 ・栽培管理のモニタリング	
ミカン 主体経営 知多・東三河 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.8人	〈経営規模〉 施設 90a 露地 50a 〈作付面積〉 ハウスミカン 70a ハウス中晩柑 20a 露地ミカン 50a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス 9,000㎡ ・作業場 200㎡ ・暖房機 14台 ・樹上灌水施設 7台 ・ヒートポンプ 12台 ・循環扇 36台 ・炭酸ガス発生機 7台 ・環境モニタリング装置 2台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 2台 ・管理機 1台 ・剪定枝粉碎機 1台 ・オーガー 1台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・燃油価格の変動に対応できる省エネ技術の徹底活用 ・ハウスミカンによる差別化戦略 ・ハウス中晩柑、露地ミカンによる収益構造の安定を図る		・ヒートポンプ式エアコンの導入、施設 の多層被覆化等による省エネ生産技術 の徹底 ・夏季高温対策による品質安定 ・ICT、環境制御技術の活用による生産 安定 ・露地マルチ栽培による高品質化 ・計画的改植による優良品種の導入	
ナシ 専作経営 西三河平坦地 域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.1人	〈経営規模〉 ナシ 190a 〈作付面積〉 極早生種 40a 幸水 60a 豊水・あきづき 50a 新高・愛宕 40a	〈資本装備〉 ・ナシ棚 190a ・夜蛾捕殺灯 130a ・運搬機 1台 ・トラクタ 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・倉庫 100㎡ ・乗用モーター 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・電動剪定バサミ 1台 ・スプリンクラー一式 190a	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培従事者の定年延長に繋がる省力化、軽労化技術の導入・普及 ・流動化による担い手への園地集積 ・作業受委託体制の整備 ・贈答用など地元主体の販売強化		・早生種から晩生種まで品種を組み合わせた経営 ・ほ場整備による園地の集積 ・非破壊センサー付き共同選果場へ出荷 ・スピードスプレーヤー等の省力機械の導入による徹底した省力化 ・地力作りによる樹勢の安定	

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ブドウ 専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.1人	<p>〈経営規模〉 ブドウ 120a</p> <p>〈作付面積〉 露地巨峰 60a 簡易ハウス巨峰 30a 簡易ハウス欧州系 30a</p>	<p>〈資本装備〉 ・直売所 1箇所 ・ブドウ簡易ハウス 6,000㎡ ・運搬機 1台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・トラクタ 1台 ・スプリンクラー一式 120a ・果樹棚 120a ・スピードスプレヤー 1台</p>	<p>・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、人材育成等）の徹底（労務管理ソフトの導入） ・販売、顧客管理ソフトの導入</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保</p>
<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・品揃えに配慮した品種の選定 ・付加価値商品の開発・販売</p>			<p>・平行整枝短梢せん定の導入による、長期安定生産と省力化 ・不良系統の早期伐採と優良系統（フリー苗）への更新 ・優良品種の導入 ・鳥獣害対策による被害防止</p>	
モモ 専作経営 西三河平坦 地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 0.4人	<p>〈経営規模〉 モモ 220a</p> <p>〈作付面積〉 モモ 220a</p>	<p>〈資本装備〉 ・黄色高圧ナトリウムランプ 22台 ・パワーショベル 1台 ・運搬機 1台 ・トラクタ 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・軽ワゴン 1台 ・倉庫 100㎡ ・乗用モーター 1台 ・スピードスプレヤー 1台 ・電動剪定バサミ 1台 ・スプリンクラー 220a</p>	<p>・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保</p>
<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・作業受委託体制の整備 ・若手主体による産地組織の強化</p>			<p>・低樹高仕立てによる労働時間短縮 ・黄色ナトリウムランプによる防除回数削減と秀品率向上 ・計画的な改植による品種更新 ・鳥獣害対策による被害防止</p>	
酪農 専業経営 全地域 従事者数 ・家族 2.0人 ・雇用労働者 0.1人	<p>〈飼養頭数〉 乳牛 50頭</p>	<p>〈資本装備〉 ・牛舎 2棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・乳牛（購入） 25頭 ・乳牛（自家育成） 25頭 ・パイプライン 1機 ・糞尿攪拌機 1機 ・バルククーラ 1台 ・給餌機 1機 ・ホイルローダ 1台 ・ダンプトラック 1台</p>	<p>・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・労務管理（雇用、教育、配置等）の徹底（労務管理ソフトの導入） ・計数管理の実施 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等）</p>	<p>・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入 ・ヘルパー利用</p>
<p>〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・個体管理による精密管理 ・衛生管理の徹底 ・自家育成や預託システムによる後継牛確保 ・地域産粗飼料や飼料用米の利用 ・装置化による省力化</p>			<p>・暑熱対策による生産の安定化 ・乳牛の長命連産化 ・性別別精液の利用による計画的な後継牛確保 ・黒毛和種受精卵移植による付加価値生産 ・良品質たい肥の生産</p>	

〈基幹経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
肉用牛 専業経営 全地域 従事者数 ・家族 2.0人	〈飼養頭数〉 肉牛 250頭	〈資本装備〉 ・牛舎 2棟 ・子牛舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・堆肥舎 1棟 ・自動給餌機 4機 ・ホイローダ 1台 ・ダンプトラック 1台 ・トラクタ 1台 ・テッターレーキ 1台 ・ロールペーラ 1台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 個体管理による精密管理 ・ 衛生管理の徹底		・ 国産稲ワラや飼料用米の利用 ・ 良品質たい肥の生産 ・ 交雑種肥育	
養豚 専業経営 （一貫経営） 全地域 従事者数 ・家族 2.0人	〈飼養頭数〉 母豚頭数 100頭	〈資本装備〉 ・分娩舎 1棟 ・育成舎 1棟 ・肉豚舎 1棟 ・母豚舎 1棟 ・倉庫 1棟 ・浄化槽 一式 ・ふん発酵施設 一式 ・トラック 1台 ・ダンプトラック 1台 ・ショベルローダ 1台 ・繁殖雄豚 6頭 ・繁殖雌豚 100頭	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・計数管理の実施 ・ベンチマーキングの取組 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 個体管理による精密管理 ・ 衛生管理の徹底		・ 哺乳期間、肥育日数の短縮 ・ 離乳子豚頭数の確保 ・ 人工授精の利用 ・ 未利用資源や飼料用米の利用 ・ 良品質たい肥の生産	
採卵養鶏 経営（有利販売主体経営） 全地域 従事者数 ・家族 2.5人	〈飼養羽数〉 採卵鶏 1万羽	〈資本装備〉 ・成鶏舎・施設 2棟 ・育成舎・施設 1棟 ・中大すう舎・施設 1棟 ・集卵庫・倉庫 1棟 ・洗卵選別機 1台 ・自動販売機 10台 ・ワゴン車 1台 ・軽トラック 1台 ・鶏ふん発酵施設 一式 ・ショベルローダ 1台 ・鶏ふん袋詰機 1台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・家族経営協定の締結 ・法人化の検討、就業規則の整備 ・販売、顧客管理ソフトの導入 ・計数管理の実施 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、家畜排せつ物法等）	・家族経営協定の締結に基づく休日制の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・ 小商圏での生販一体高収益型経営 ・ 衛生管理の徹底		・ 品揃えを優先した品種構成 ・ 飼料用米の利用 ・ 良品質たい肥の生産	

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
水稲・小麦・大豆経営 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.0人	<経営規模> 水田 70ha <作付面積> 水稲移植 16ha 水稲直播 12ha 飼料用米 4ha 小麦 24ha 大豆 14ha	<資本装備> ・トラクタ(90ps) 4台 ・トラクタ(120ps) 1台 ・田植機8条 1台 ・V溝播種機AD10 1台 ・麦ドリルシーダー 1台 ・大豆播種機 1台 ・乗用管理機 2台 ・自脱型コンバイン 2台 ・汎用型コンバイン 1台 ・2トントラック 1台 ・4トントラック 1台 ・フォークリフト 1台 ・畦塗り機 1台 ・ロータリー 3台 ・ハロー 3台 ・ブロードキャスター 1台 ・溝堀機(転作用) 2台 ・サブソイラ 1台 ・カルチ 1台 ・ブームモア 2台 ・パーチカルハロー 2台 ・レベラー 1台 ・播種プラント 1台 ・軽トラック、アタッチメント等 1台 ・倉庫 500㎡ ・育苗施設 一式	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場、作業管理 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・経営所得安定対策を活用(小麦・大豆・飼料用米により生産調整に対応) ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・実需者ニーズに対応した生産 ・気象変動に対応できる安定生産技術の導入 ・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・品種及び移植・V溝直播の組合せによる作業分散		・早生品種導入による作期分散 ・麦・大豆作における基本技術の徹底 ・小麦作における生育診断による収量・子実蛋白質含量の適正化 ・大豆作における播種期別栽培法の導入による生産安定 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化		
水稲専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.0人	<経営規模> 水田 85ha <作付面積> 水稲移植 30ha 水稲直播 13ha 飼料用米 42ha	<資本装備> ・トラクタ(90ps) 4台 ・トラクタ(120ps) 1台 ・田植機8条 2台 ・V溝播種機AD10 2台 ・乗用管理機 2台 ・自脱型コンバイン 2台 ・2トントラック 1台 ・4トントラック 1台 ・フォークリフト 1台 ・畦塗り機 1台 ・ロータリー 3台 ・ハロー 2台 ・ブロードキャスター 1台 ・ブームモア 2台 ・パーチカルハロー 2台 ・レベラー 1台 ・播種プラント 1台 ・軽トラック、アタッチメント等 1台 ・倉庫 500㎡ ・育苗施設 一式	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・労働力配分の適正化 ・パソコンによるほ場、作業管理 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・経営所得安定対策を活用(麦・大豆作の栽培が困難な地域等に飼料用米を導入) ・乾燥調製は農業協同組合の共同利用施設に委託 ・実需者ニーズに対応した生産 ・飼料用米に対応した低コスト、多収生産技術の導入		・本県開発の不耕機V溝直播栽培技術の導入 ・移植・V溝直播の組合せにより作業分散 ・早生品種導入による作期分散 ・V溝直播栽培による飼料用米の多収・低コスト生産 ・スマート農業の導入による作業精度の向上及び作業の効率化		

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
茶 専作経営(てん茶自園自製) 西三河平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 1.3人	〈経営規模〉 茶園 11.6ha 〈作付面積〉 一番茶 5.0ha 二番茶 3.3ha 秋番茶 3.3ha	〈資本装備〉 ・倉庫 2棟 800㎡ ・製茶工場 400a ・防霜ファン 550a ・茶棚 1ライン ・製茶機械一式 1台 ・乗用型摘採機 一式 ・茶摘採機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・ネット・覆い資材 一式 ・生葉コンテナ 15台 ・軽トラック 1台 ・2トントラック 1台 ・デジタル計量機 1台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・短時間労働者の労務管理 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・環境負荷の低い生産の実施 ・自園自製受託加工 ・摘採機械化に対応できる園地整備、面的集積			・被覆棚を活用したてん茶の高品質化 ・IPM技術、GAP手法の導入 ・品種の組み合わせによる労力分散 ・乗用型摘採機の導入による省力化 ・肥効調節型肥料の活用による施肥効率向上	
キャベツ 専作経営 東三河平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 雇用労働者 0.8人	〈経営規模〉 畑 600a 〈作付面積〉 秋冬キャベツ 300a 春夏キャベツ 100a 契約栽培 400a	〈資本装備〉 ・作業場 180㎡ 500㎡ ・育苗ハウス 1台 ・トラクタ(90ps) 1台 ・トラクタ(34ps) 1台 ・移植機 2台 ・乗用管理機 1台 ・アタッチメント 1台 ・施肥機 2台 ・管理機 2台 ・動力噴霧器 1台 ・スプリンクラー 10セット ・収穫台車 2台 ・製函機 1台 ・トラック 2台 ・フォークリフト 1台 ・軽トラック 2台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・雇用労働力の周年活用 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・播種作業の分業化と機械化の推進による省力化、大規模化 ・加工・業務用契約出荷による大規模化、収益安定 ・環境保全型技術の導入			・連作障害対策の実施 ・省力的で環境に配慮した施肥 ・全自動移植機、コンテナ出荷等による省力化 ・品種の選定と肥培管理の改善による加工・業務向け長期安定生産 ・堆肥等を利用した施肥改善	
トマト 専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 10.5人	〈経営規模〉 施設 80a 〈作付面積〉 促成長期 80a	〈資本装備〉 ・高軒高硬質フィルムハウス 4棟8,000㎡ 100㎡ ・作業場 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・暖房機 6台 ・自走式防除機 4台 ・高所作業車 4台 ・養液栽培システム 4台 ・超微粒ミスト装置 4台 ・炭酸ガス施用機 4台 ・統合環境制御システム 4台	・管理会計の導入(会計管理ソフトの導入) ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・新品种や革新技術の導入による品種・収量の向上 ・苗の生産及び選果・箱詰め作業の分業化 ・環境保全型技術の導入 ・消費者ニーズに合った品種の導入			・高軒高ハウスとハイワイヤー誘引 ・ICT、環境制御技術の高度化 ・養液栽培システムによる効率的給液管理と省力化 ・IPM技術、GAP手法の導入	

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
イチゴ 専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 3.0人	〈経営規模〉 施設 80 a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス 8,000 m ² ・育苗ハウス 1,000 m ² ・作業場 80 m ² ・高設培地システム 4,000 m ² ・空中採苗システム 1,000 m ² ・暖房機 4台 ・炭酸ガス発生機 2台 ・環境モニタリング装置 2台 ・管理機 1台 ・予冷庫 1台 ・動力噴霧器 1台 ・トラクタ 1台 ・1トントラック 2台 ・軽トラ 1台 ・短日夜冷装置 一式 ・炭酸ガス防除機 一式	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・高設・土耕栽培の組み合わせによる（高品質・低コスト）生産の両立 ・多収良食味品種の作付けによる販売額の確保 ・育苗、出荷調製労力の削減による作付面積の拡大 ・多収品種の栽培技術向上と導入面積拡大 ・高設栽培 30a の導入	・安定育苗技術の導入、育苗の分業化（育苗時炭酸ガス防除の導入） ・短日夜冷処理による超促成栽培 ・IPM 技術の導入 ・通いコンテナの利用や出荷調製への雇用労力投入、パッキングセンター利用 ・環境制御技術の高度化 ・高設栽培における給液管理の適正化		
輪ギク 専作経営 東三河平坦 地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 3.7人	〈経営規模〉 施設 90 a	〈資本装備〉 ・ガラス室 4,000 m ² ・硬質フィルムハウス 3,000 m ² ・ビニルハウス 2,000 m ² ・自動防除機 4,000 m ² ・管理機 1台 ・トラクタ 2台 ・冷蔵庫 5 m ² ・トラクタ 1台 ・作業場 100 m ² ・暖房機 10台 ・頭上灌水装置 9,000 m ² ・ヒートポンプ 36台 ・炭酸ガス発生機 9台 ・環境モニタリング装置 9台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・主要品種を絞り込み、大ロット・均一な生産と確実な業務筋への提供 ・ばら受け共選による出荷省力化 ・ヒートポンプ等省エネ生産技術の導入 ・単位面積当たりの収益向上 ・出荷予測精度の向上	・蛍光灯・LED電照、環境制御及び変温管理による省エネ技術の導入 ・省力・耐暑性品種、低温開花性品種の導入 ・炭酸ガス施用、栽植密度の適正化、頭上灌水の実施 ・栽培管理のモニタリング		

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
スプレーギク専作経営 東三河平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 4.7人	〈経営規模〉 施設 85a 〈作付面積〉 キク 85a	〈資本装備〉 ・ガラス室 4,000㎡ ・硬質フィルムハウス 4,500㎡ ・自動防除機 8,500㎡ ・管理機 1台 ・トラック 2台 ・冷蔵庫 5㎡ ・トラクタ 1台 ・作業場 100㎡ ・養液土耕栽培装置 8,500㎡ ・暖房機 10台 ・頭上灌水装置 8,500㎡ ・ソイルブロックマシーン 1台 ・自動選花結束機 1台 ・ヒートポンプ 32台 ・炭酸ガス発生機 8台 ・環境モニタリング装置 8台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・共選・共販に基づく周年高品質生産 ・省力生産による回転率の向上 ・単位面積当たりの収益向上 ・出荷予測精度の向上 ・養液土耕栽培、直挿し栽培		・頭上灌水による省力化 ・蛍光灯・LED電照、環境制御、変温管理による省エネ ・省力・耐暑性品種、低温開花性品種の導入 ・炭酸ガス施用、栽植密度の適正化の実施 ・栽培管理のモニタリング	
バラ専作経営 全地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 4.7人	〈経営規模〉 施設 65a 〈作付面積〉 バラ 65a	〈資本装備〉 ・ガラス室 2,500㎡ ・硬質フィルムハウス 4,000㎡ ・ロックウール施設 6,500㎡ ・無人防除機 6,500㎡ ・トラック 4台 ・冷蔵庫 14台 ・作業場 150㎡ ・温風暖房機 14台 ・選花機 2台 ・ヒートポンプ 12台 ・循環扇 40台 ・炭酸ガス発生機 7台 ・環境モニタリング装置 7台 ・養液循環設備一式 5セット ・微粒ミスト一式 6セット	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・共選・共販に基づく周年高品質生産 ・業務需要（冠婚葬祭）、贈答用を主体とした販売 ・単位面積当たりの収益向上 ・養液栽培（RW、少量土耕）		・微粒ミストによる夏季高温対策技術及び冬季の加湿技術の導入・ヒートポンプの有効利用 ・多様な仕立て方法の実践 ・炭酸ガス施用技術の導入 ・湿式輸送 ・栽培管理のモニタリング	
鉢花専作経営 全地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 5.5人	〈経営規模〉 施設 55a 〈作付面積〉 シクラメン 55a アジサイ 55a	〈資本装備〉 ・ガラス温室 3,000㎡ ・硬質ハウス 3,000㎡ ・作業場 100㎡ ・動力噴霧器 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・冷蔵庫 1台 ・暖房機 7台 ・ポットイングマシン 1台 ・底面給水装置 4,000㎡ ・ミキサー 1台 ・ショベルローダー 1台 ・ヒートポンプ 1.2台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・小売業者等ターゲットを絞ったマーケティングリサーチ ・オリジナル商品（オンリーワン）の開発による販売額確保 ・グループ化による営業力の強化 ・SNSなどを利用した営業活動や取引		・高品質生産のための定期的な汁液診断の実施 ・底面給水（エプアンドフローシステム）、ポットイングマシンによる省力化 ・ヒートポンプによる適正加温 ・栽培管理のモニタリング	

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
洋ラン 専作経営 全地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 5.1人	〈経営規模〉 施設 60a 〈作付面積〉 大輪 60a	〈資本装備〉 ・ガラス温室 6,000㎡ ・冷房機・除湿機 一式 ・作業場 100㎡ ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・温湯暖房機 一式 ・ヒートポンプ 30台 ・微粒ミスト一式 6セット	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・用途・規格（贈答用、切り花出荷）や物日需要に対応した生産販売 ・周年安定生産と作期短縮による回転率の向上 ・市場+直販+ネット販売といった多様な出荷先の確保 ・オリジナル品種育成のための研究・開発の取組 ・SNSなどを利用した営業活動や取引			・輸入苗によるリレー栽培 ・ヒートポンプによる暖房、冷房 ・品質向上のための炭酸ガス施用及び加温 ・大輪品種の3回転生産 ・日持ち性向上の取組 ・栽培管理のモニタリング	
ミカン 専作経営 知多・東三河 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 4.8人	〈経営規模〉 施設 150a 露地 90a 〈作付面積〉 ハウスミカン 100a ハウス中晩柑 50a 露地ミカン 90a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス 15,000㎡ ・作業場 200㎡ ・暖房機 20台 ・樹上かん水施設 10台 ・ヒートポンプ 16台 ・循環扇 48台 ・炭酸ガス発生機 10台 ・環境モニタリング装置 2台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・動力噴霧器 2台 ・管理機 1台 ・剪定枝粉碎機 1台 ・オーガー 1台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・燃油価格の変動に対応できる省エネ技術の徹底活用 ・ハウスミカンによる差別化戦略 ・ハウス中晩柑、露地ミカンによる収益構造の安定を図る			・ヒートポンプ式エアコンの導入、施設の多層被覆化等による省エネ生産技術の徹底 ・夏季高温対策による品質安定 ・ICT、環境制御技術の活用による生産安定 ・露地マルチ栽培による高品質化 ・計画的改植による優良品種の導入	
ナシ 専作経営 西三河平坦 地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 4.4人	〈経営規模〉 ナシ 360a 〈作付面積〉 極早生種 50a 幸水 170a 豊水・あきづき 70a 新高・愛宕 70a	〈資本装備〉 ・ナシ棚 360a ・夜蛾捕殺灯 300a ・運搬機 1台 ・トラクタ 1台 ・トラック 1台 ・軽トラック 1台 ・倉庫 100㎡ ・乗用モーター 1台 ・スピードスプレーヤー 1台 ・電動剪定バサミ 2台 ・スプリンクラー 360a	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培従事者の定年延長に繋がる省力化、軽労化技術の導入・普及 ・流動化による担い手への園地集積 ・作業受委託体制の整備 ・贈答用など地元主体の販売強化			・早生種から晩生種まで品種を組み合わせた経営 ・ほ場整備による園地の集積 ・非破壊センサー付き共同選果場へ出荷 ・スピードスプレーヤー等の省力機械の導入による徹底した省力化 ・地力作りによる樹勢の安定	

〈ステップアップ経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
ブドウ 専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.5人	〈経営規模〉 ブドウ 230a 〈作付面積〉 露地巨峰 130a 簡易ハウス巨峰 40a 簡易ハウス欧州系 60a	〈資本装備〉 ・直売所 1箇所 ・ブドウ簡易ハウス 10,000㎡ ・運搬機 1台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・トラクタ 1台 ・スプリンクラー一式 230a ・果樹棚 230a ・スピードスプレヤー 1台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・顧客管理、販売促進活動の取組 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 ・平行整枝短梢せん定の導入による、長期安定生産と省力化 ・不良系統の早期伐採と優良系統（フリー苗）への更新 ・優良品種の導入 ・鳥獣害対策による被害防止	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・品揃えに配慮した品種の選定 ・付加価値商品の開発・販売				
モモ 専作経営 西三河平坦 地域 従事者数 ・家族 2.5人 ・雇用労働者 2.8人	〈経営規模〉 モモ 400a 〈作付面積〉 モモ 400a	〈資本装備〉 ・黄色高圧ナトリウムランプ 40台 ・パワーショベル 1台 ・運搬機 1台 ・トラクタ 1台 ・軽トラック 1台 ・トラック 1台 ・軽ワゴン 1台 ・倉庫 100㎡ ・乗用モーター 1台 ・スピードスプレヤー 1台 ・電動剪定バサミ 1台 ・スプリンクラー 400a	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 ・低樹高仕立てによる労働時間短縮 ・黄色ナトリウムランプによる防除回数削減と秀品率向上 ・計画的な改植による品種更新 ・鳥獣害対策による被害防止	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用労働者の安定確保
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・作業受委託体制の整備 ・若手主体による産地組織の強化				
酪農 専業経営 全地域 従事者数 ・家族 2.5人	〈飼養頭数〉 乳牛 80頭	〈資本装備〉 ・牛舎 2棟 ・飼料用倉庫 1棟 ・ふん乾燥ハウス 2棟 ・堆肥舎 1棟 ・乳牛（購入） 80頭 ・ミルクパラー 8W ・ほ乳ロボット 1機 ・糞尿攪拌機 2機 ・バルククーラ 1台 ・TMR ミキサー 1機 ・ホイールローダー 1台 ・ダンプトラック 1台	・管理会計の導入（会計管理ソフトの導入） ・計数管理の実施 ・常用雇用者に対する教育と責任分担の明確化 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底（家畜伝染病予防法、牛トレーサビリティ法、家畜排せつ物法等） ・暑熱対策による生産の安定化 ・乳牛の長命連産化 ・性判別精液の利用による計画的な後継牛確保 ・黒毛和種受精卵移植による付加価値生産 ・良品質たい肥の生産	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー利用
〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・個体管理による精密管理 ・衛星管理の徹底 ・自家育成や預託システムによる後継牛確保 ・地域産粗飼料や飼料用米の利用 ・装置化による省力化				

<ステップアップ経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
肉用牛 専業経営(肥 育経営)	<飼養頭数> 肉牛 400 頭	<資本装備> ・牛舎 2 棟 ・子牛舎 1 棟 ・倉庫 1 棟 ・堆肥舎 1 棟 ・自動給餌機 4 機 ・ホイルローダ 1 台 ・ダンプトラック 1 台 ・トラクタ 1 台 ・テッターレーキ 1 台 ・ロールペーラ 1 台	・管理会計の導入(会計管 理ソフトの導入) ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 (家畜伝染病予防法、牛 トレーサビリティ法家 畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休日 制の導入
全地域 従事者数 ・家族 2.5 人				
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・個体管理による精密管理 ・衛生管理の徹底		・国産稲ワラや飼料用米の利用 ・良品質たい肥の生産 ・交雑種肥育	
養豚 専業経営(一 貫経営)	<飼養頭数> 母豚頭数 150 頭	<資本装備> ・分娩舎 1 棟 ・育成舎 1 棟 ・肉豚舎 1 棟 ・母豚舎 1 棟 ・倉庫 1 棟 ・浄化槽 1 棟 ・ふん発酵施設 一式 ・トラック 1 台 ・ダンプトラック 1 台 ・ホイルローダ 1 台 ・繁殖雄豚 6 頭 ・繁殖雌豚 100 頭	・管理会計の導入(会計管 理ソフトの導入) ・計数管理の実施 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 (家畜伝染病予防法、家 畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休日 制の導入 ・雇用労働者の安定確 保
全地域 従事者数 ・家族 2.5 人 ・雇用労働者 1.0 人				
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・個体管理による精密管理 ・衛生管理の徹底		・哺乳期間、肥育日数の短縮 ・離乳子豚頭数の確保 ・人工授精の利用 ・未利用資源や飼料用米の利用 ・良品質たい肥の生産	
採卵養鶏 専業経営(省 力管理経営)	<飼養羽数> 採卵鶏 8 万羽	<資本装備> ・成鶏舎・施設 2 棟 ・集卵庫・倉庫 1 棟 ・ファームパッカー 一式 ・2 トントラック 1 台 ・軽トラック 1 台 ・ショベルローダ 1 台 ・フォークリフト 1 台 ・自動販売機 2 台 ・鶏ふん発酵施設 一式 ・鶏ふん袋詰機 1 台	・管理会計の導入(会計管 理ソフトの導入) ・計数管理の実施 ・短時間労働者の労務管理 ・法人化、就業規則の整備 ・社会保険等の加入 ・コンプライアンスの徹底 (家畜伝染病予防法、家 畜排せつ物法等)	・家族経営協定の締結 に基づく給料制、休日 制の導入 ・雇用労働者の安定確 保
全地域 従事者数 ・家族 2.5 人 ・雇用労働者 4.5 人				
	<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・小商圏での生販一体高収益型経営 ・衛生管理の徹底		・品揃えを優先した品種構成 ・飼料用米の利用 ・良品質たい肥の生産	

(3) 第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標

〈個別経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
キャベツ 主体経営 平坦地域 従事者数 ・家族 1.0人	〈経営規模〉 畑 130a 〈作付面積〉 キャベツ 130a スイートコーン 60a	〈資本装備〉 ・作業場 100㎡ ・トラクタ(25ps) (中古) 1台 ・全自動移植機 1台 ・ロータリ 1台 ・サブソイラ 1台 ・プラウ 1台 ・管理機 1台 ・動力噴霧器 1台 ・スプリンクラー5セット ・収穫台車 1台 ・軽トラック 1台	・規模拡大を目指した経営 分析の実施 ・省力機械の取得(中古含 む) ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・JA共選共販体制に即した生産と販売を行う ・基本的栽培技術習得、品質向上		
ナス 専作経営(夏 秋ナス) 平坦地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.3人	〈経営規模〉 畑 20a 〈作付面積〉 ナス 20a	・軽トラック 1台 ・作業場 30㎡ ・管理機 1台 ・動力噴霧機 1台 ・灌水装置 1式 ・刈り払い機 1台 ・防風ネット 30a ・トラクタ 20ps (中古) 1台	・規模拡大を目指した経営 分析の実施 ・省力機械の取得(中古含 む) ・適期作業の励行 ・鳥獣害対策の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・JA共選共販体制に即した生産と販売を行う ・基本的栽培技術習得、品質向上		
ハクサイ・ス イカ複合経 営 平坦地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 (短時間) 0.5人	〈経営規模〉 畑 80a 〈作付面積〉 ハクサイ 80a スイカ 80a	〈資本装備〉 ・育苗ビニルハウス 150㎡ ・動力噴霧器 1㎡ ・トラクタ(25ps) 1台 ・軽トラック 1台 ・管理機 8ps 1台 ・リバーシブルプラウ 1台 ・サブソイラー 1台 ・ライムソワー 1台 ・収穫台車 1台 ・スプリンクラー 1台	・規模拡大を目指した経営 分析の実施 ・秋冬ハクサイ(11~12月どり) ・トンネルスイカ(6~7月どり) ・秋冬ハクサイは紙ポット(ナウエル)育苗、幼苗 定植(手植え) ・スイカは自家育苗、接ぎ木栽培	・作業労力の分散 ・雇用の導入検討
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・省力機械の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		
ミニトマト 専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 (短時間) 0.2人	〈経営規模〉 畑 10a 〈作付面積〉 ミニトマト 10a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス(中古) 1,000㎡ ・作業場(中古) 50㎡ ・軽トラック(中古) 1台 ・トラクタ(中古) 1台 ・管理機(中古) 1台 ・温風暖房機(中古) 1台 ・動力噴霧器(中古) 1台 ・ミニトマト選果機(中古) 1台 ・養液土耕装置(中古) 1台	・経営分析の実施 ・促成長期作 ・出荷調製用の作業場 ・購入苗(成苗)、選果機の利用・2本仕立て栽培 による育苗費の削減 ・収穫ピークに雇用導入	・作業労力の分散 ・雇用の導入
		〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共販体制に即した生産と販売		

〈個別経営体〉

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
トマト 専作経営 中山間地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 (短時間) 0.5人	〈経営規模〉 畑 18a 〈作付面積〉 夏秋トマト 18a	〈資本装備〉 ・鉄骨ビニルハウス(中古) 1,800㎡ ・養液栽培装置(中古) 1台 ・動力噴霧器(中古) 1台 ・軽トラック(中古) 1台 ・井戸(中古) 1本	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・養液栽培システムの導入 ・単肥配合によるコスト低減 ・共同機械選果・出荷場の利用 ・購入苗(成苗)の利用	
ミニトマト 専作経営(夏 秋ミニトマ ト) 中山間地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 (短時間) 0.9人	〈経営規模〉 畑 20a 〈作付面積〉 ミニトマト 20a	〈資本装備〉 ・ビニルハウス(中古) 2,000㎡ ・作業場(中古) 20㎡ ・養液土耕栽培装置(中古) 1台 ・管理機(中古) 1台 ・動力噴霧器(中古) 1台 ・トラクタ(中古) 1台 ・選別機(中古) 1台 ・軽トラック(中古) 1台	・経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・栽培施設の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共販体制に即した生産と販売		・養液土耕栽培システムの導入 ・単肥配合によるコスト低減 ・購入苗(成苗) ・選果機の利用	
イチゴ 専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.2人	〈経営規模〉 畑 15a 〈作付面積〉 イチゴ 15a	〈資本装備〉 ・作業場(賃貸) 20㎡ ・ビニルハウス(賃貸) 1,500㎡ ・高設培地システム 1,500㎡ ・育苗ハウス(賃貸) 250㎡ ・空中採苗システム 250㎡ ・暖房機 1台 ・炭酸ガス施用機 1台 ・予冷庫 1台 ・動力噴霧器 1台 ・軽トラック 1台 ・短日予冷装置 1式	・規模拡大を目指した経営分析の実施 ・省力機械の取得(中古含む)	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・JA共選共販体制に即した生産と販売を行う ・基本的栽培技術習得、品質向上		・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施	
小ギク 専作経営 中山間地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 (短時間) 0.2人	〈経営規模〉 畑 40a 〈作付面積〉 小ギク 40a	〈資本装備〉 ・育苗ビニルハウス(中古) 200㎡ ・作業場(中古) 50㎡ ・軽トラック(中古) 1台 ・トラクタ(貸借) 1台 ・動力噴霧器(中古) 1台	・規模拡大を目指した経営分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
	〈導入が望ましい経営形態及び生産管理等〉 ・選花機など省力機械の取得(中古を含む) ・基本的栽培技術習得、品質向上 ・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施 ・農協共選共販体制に即した生産と販売		・親株育成及び育苗用 ・自家育苗 ・収穫は雇用労力導入	

<個別経営体>

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様
イチジク 専作経営 平坦地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.1人	<経営規模> 畑 25a <作付面積> 露地イチジク 15a 施設イチジク 10a	<資本装備> ・ハウス 10a ・暖房機 1台 ・かん水用配管 15a ・動力噴射器 1台 ・軽トラック 1台	・規模拡大を目指した経営 分析の実施	・作業労力の分散 ・雇用の導入
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・JA 共選共販体制に即した生産と販売を行う ・基本的栽培技術習得、品質向上			・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施	
モモ・ナシ 複合経営 平坦地域 従事者数 ・家族 1.0人 ・雇用労働者 0.6人	<経営規模> 畑 80a <作付面積> モモ 30a 豊水・あきづき 20a 新高・愛宕 30a	<資本装備> ・ナシ棚(中古) 50a ・夜蛾捕殺灯(中古) 80a ・運搬機 1台 ・トラクタ(中古) 1台 ・軽トラック 1台 ・作業場 100㎡ ・乗用モーター 1台 ・スピードスプレヤー (中古) 1台 ・電動剪定バサミ 1台 ・スプリンクラー一式 (中古) 80a	・規模拡大を目指した経営 分析の実施 ・省力機械の取得(中古を 含む)	・作業労力の分散 ・雇用の導入
<導入が望ましい経営形態及び生産管理等> ・JA 共選共販体制に即した生産と販売を行う ・基本的栽培技術習得、品質向上			・適期作業の励行 ・連作障害対策の実施	